

令和 4 年(2022)年 3 月 7 日
榎野川河口域・干潟自然再生協議会

第 4 回「ふしの干潟いきもの募金」支援対象活動の募集

ふしの干潟いきもの募金は、榎野川河口干潟・山口湾の自然再生を進めるために設立され、活動等に共感いただいた個人・団体・企業からの寄付により、榎野川河口域・干潟自然再生協議会委員の活動を推進しています。

このたび、以下のとおり第 4 回（令和 4 年度）の支援対象活動の募集を開始しますので、お知らせします。

1 支援対象となる活動

榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を対象とします。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること(上流域・中流域における保全活動等)。

2 応募資格

- (1) 榎野川河口域・干潟自然再生協議会委員（個人・団体）であること。
- (2) 協議会の趣旨、当該活動支援が個人・団体・企業からいただいた貴重な募金を活用して実施されていることについて十分に理解していること。
- (3) 支援対象活動に認められた場合、協議会や募金の広報に協力できること。

3 対象となる経費等

- (1) 対象経費は、原則として表 1 に示すとおり。

なお、対象となる活動は令和 3 年度内に実施されるものに限りませんが、当該活動の実施のみに必要な経費であって、既に支出した備品・消耗品費、広告費等については支援の対象としません(旅費・宿泊費・謝金を除く。)。

- (2) 費用は、希望により、精算払い又は概算払いとします。
- (3) 申請額の限度額は、1つの活動につき 30 万円です。複数の活動を実施する場合は、それぞれ活動計画等を提出してください。なお、最終的な支援金額は、応募状況により決定します。

今回は、ふしの干潟いきもの募金の寄附額の減少により、支援の御希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

表1 支払いの対象となる経費

区分	用途例
① 旅費・宿泊費・謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・活動やセミナー等における講師や専門家に対する謝金 ・活動や視察等に係る関係者や講師等の交通費や高速道路料金（実費相当）、宿泊費等 注) 原則として、申請者の団体に所属する者への謝金は不可 注) 食費、日当、手当は不可
② 備品・消耗品費	・活動に必要な備品・消耗品、材料、書籍購入等の費用
③ 印刷費・広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動等で配布する資料、募集チラシ等の印刷費 ・活動等の広告に係る費用
④ 保険料	・活動参加者の傷害保険料等
⑤ 使用料・賃借料	・イベント会場、機材・器具、車両等の使用料や賃借料
⑥ 事務管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品費、郵送費、手数料、印刷製本費等 注) 団体の運営費（家賃、光熱水費、電話料等の団体運営費）は不可
⑦ その他	・その他、活動に必要と認められた経費

4 応募方法

次の書類を受付期間内に募金事務局に提出してください。

- ①応募申請書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③その他参考資料

5 応募受付期間

令和4年3月4日（金）から令和4年3月18日（金）まで

6 支援対象活動の決定等

- (1) 支援対象活動及びその実施者は、ふしの干潟いきもの募金委員会が、応募書類により案を作成し、第32回協議会会議（令和4年4月予定）において決定します。
- (2) 決定後、支援条件等に逸脱することが確認された場合は、決定の取消又は助成金の返還を求めることがあります。

7 活動報告書の提出等

- (1) 活動終了後は、速やかに「完了報告書」（様式は別途指定）を提出してください。
 なお、最終的な提出締切は、別途御案内します（令和4年12月頃）。
- (2) 活動内容及び成果は、協議会会議において報告してください。

8 申請書提出先・問い合わせ先

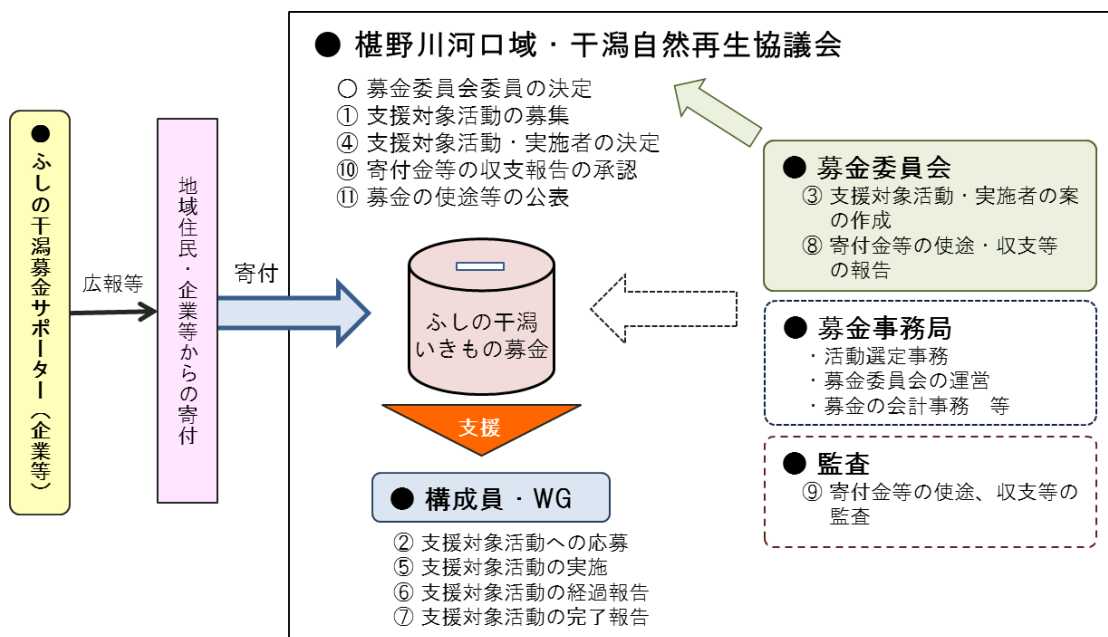
樫野川河口域・干潟自然再生協議会事務局（ふしの干潟いきもの募金事務局）

山口県環境生活部自然保護課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL：083-933-3060 FAX：083-933-3069 Mail：a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

9 募金の運用の流れ



内容	実施者	時期
① 委員への支援対象活動の募集開始	協議会長	R3. 2. 26
② 支援対象活動への応募	委員	R3. 3 月
③ 支援対象活動及びその実施者の案の作成	募金委員会	R3. 3 月
④ 支援対象活動及びその実施者の決定	協議会	R3. 4 月
⑤ 支援対象活動の実施	委員	
⑥ 協議会への支援対象活動の経過報告	委員	R4. 2 月
⑦ 支援対象活動の完了報告(成果・収支等)	委員	～R4. 3. 10
⑧ 寄付金等の使途、収支報告の作成	募金委員会	R4. 3 月末
⑨ 寄付金等の使途、収支報告の監査	監査	R4. 3 月末
⑩ 寄付金等の使途、収支報告の承認	協議会	R4. 4 月末
⑪ 募金の使途等の公表	協議会	R4. 5 月末

ふしの干潟いきもの募金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱第2条に定める榎野川河口干潟等の自然再生を進めるために、榎野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）が収受する寄付金等に基づいて設立する「ふしの干潟いきもの募金」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の自由な意思や了解によって提供される金銭、物品その他の物をいう。

(募金の設置)

第3条 協議会は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、ふしの干潟いきもの募金（以下「募金」という。）を設置する。

(募金の使途等)

第4条 協議会は、募金を、協議会構成員が行う榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること。

2 支援対象とする活動及びその実施者については、第5条に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会」において案を作成し、協議会において決定する。

3 支援対象となった活動の実施者は、当該活動に係る内容及び収支等を記載した書類等を、活動完了後速やかに募金事務局に提出しなければならない。

(募金委員会)

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、「ふしの干潟いきもの募金委員会」（以下「募金委員会」という。）を置く。

2 募金委員会の運営は、別に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

(募金事務局)

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 募金の出納管理等の会計事務

- (2) 募金により実施される活動の選定に関する事務
 - (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付
 - (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
 - (6) その他、本募金の運営に関する業務
- 2 募金事務局は、募金専用の口座を開設し、その管理を行う。
- 3 募金事務局は、山口県環境生活部自然保護課に置く。

(支援者)

第7条 協議会は、募金の広報、寄付を呼びかけるため、団体等を支援者（ふしの干潟サポーター）とすることができる。

(寄付金等の使途の指定)

第8条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の使途の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

(募金の運用・管理)

第9条 募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

- 2 募金の運用・活用から生じる利益は、この募金に繰り入れる。

(協議会への報告等)

第10条 募金委員会は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 前項の報告に当たり、事前に協議会設置要綱第9条に規定する監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第11条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(会計年度)

第12条 本募金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第13条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成30年2月24日から施行する。

ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則

(趣旨)

第1条 この規約は、ふしの干潟いきもの募金規約第5条に定めるふしの干潟いきもの募金委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営について必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 委員会は委員5名で構成し、委員の互選によって委員長1名を選出する。

2 委員は、樫野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）の決議に基づき、協議会会長が任命する。

3 委員のうち1名については、協議会会長とする。

4 委員のうち1名については、山口県知事から推薦を受けた者でなければならない。

5 委員のうち1名については、山口市長から推薦を受けた者でなければならない。

6 委員の任期は、就任日から2年とする。

7 委員は、転任、退職、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員（代理出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年2月24日から施行する。